

美濃加茂市住宅工事等補助金制度について

消費税増税に伴い、市内事業者の振興及び活性化を図るために、市民が市内施工業者に依頼して行う住宅リフォーム工事に加え、外構工事も含む費用の一部を予算の範囲内で補助する制度です。

■対象者（次の要件をすべて満たしていることが条件になります。）

1. 美濃加茂市に住民登録があり、住宅工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に住んでいる者

注) 未相続の方などで所有権が容易に確認できない場合はお断りする場合があります。

2. 美濃加茂市住宅リフォーム助成金交付要綱（平成 22 年 12 月 1 日訓令甲第 73 号）に規定する助成金の交付を受けていない者
3. 市税を滞納していない者

■対象住宅の種類

市内の個人住宅、併用住宅（居住部分のみ）、集合住宅（専有部分のみ）及び附属する外構

■対象工事（次の要件をすべて満たしていることが条件になります）

1. 住宅の増築、改築、減築、修繕等を行う工事（外構工事を含む。）
2. 工事費が 20 万円以上（消費税含む）となる工事
3. 平成 29 年 4 月 1 日以降に契約し、平成 30 年 3 月 9 日までに申請され交付決定後 6 ヶ月以内に完成する工事。ただし、契約後 30 日以内で工事着工 10 日前までに申請された工事に限ります。
4. 市内に本社を有する法人や市内で事業を営む個人事業者（美濃加茂市に住民登録がある個人）に依頼して行う工事

■補助額

工事費（他の制度による補助や給付などを受けている場合は、その額を工事費から控除した額。）の 10% に相当する額（千円未満切り捨て）で、10 万円を限度とします。※助成を受けられるのは、同一住宅及び同一人につき一回とします。

■提出書類等

○交付申請書の提出

工事契約後 30 日以内に、次の書類を添えて工事着工 10 日前までに提出してください。（受付期間 平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 9 日）

- ① 補助金等交付申請書 <様式第 1 号>
- ② 工事契約書の写し及び工事概要書の写し（工事内容等の分かるもの）

- ③ 工事箇所の図面及び写真（施工前の状況が分かるもの）
- ④事業計画書＜様式第1号＞
- ⑤対象となる敷地又は住宅の権利者が他にいる場合は住宅工事施工同意書＜様式第2号＞

※工事費について、市で調査をすることがあります。

※親族間等の契約に関しては誓約書を求める場合があります。

○内容変更申請書の提出

工事内容等の変更により交付決定通知書の内容を変更しようとするときは、速やかに次の書類を提出してください。

- ① 補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書 ＜様式第3号＞
- ② 変更、追加及び削除された変更工事請負契約書の写し又は変更工事概要書の写し（工事内容及びその工事単価が判明するもの）
- ③変更される工事施工の図面等
- ④工事施工箇所の現況写真（当該変更により新たに追加された施行箇所のみ）

○工事完了届の提出

工事完了後、次の書類を添えて工事が完了した日から30日以内に提出してください。

- ① 補助事業等実績報告書 ＜様式第5号＞
- ② 工事代金領収書の写し
- ③ 工事施工箇所の写真（着工前と同じ箇所）
- ④補助金等交付請求書 ＜様式第7号＞

※ 必要に応じ、他の添付書類を求める場合があります。

■お問い合わせ先

美濃加茂市役所産業振興課 商工振興係
TEL : (0574) - 25 - 2111 内線 261

別表

<対象工事一覧>

No.	工事の内容	摘要	
1	既存住宅の増築、改築、減築工事		
2	浴室、台所、洗面所及びトイレのリフォーム	ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外	
3	給排水衛生設備工事	増築、改築、減築工事及びその他リフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設	
4	給湯設備工事		
5	換気設備工事		
6	電機設備工事		
7	ガス設備工事		
8	オール電化工事		
9	屋根の葺き替え、塗装、防水工事		
10	外壁の張り替え、塗装、防水工事	軒天井・破風版・鼻隠しも対象	
11	部屋の間仕切りの変更工事		
12	床材、内壁材及び天井材の張り替えや塗装等の内装工事	床はフローリング・カーペット等。床暖房(ガスや電気式)工事や内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置や新設は対象	
13	断熱改修工事(床・壁・窓・天井・屋根)		
14	襖紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え(表替えも含む)	襖紙、障子紙の張り替えは単独では不可	
15	雨樋等の取り替えや修理		
16	建具・開口部の取り替えや新設工事		
17	造り付け収納家具工事(造作大工工事を伴うもの)		
18	防音工事(防音天井、防音壁、防音サッシの改修等)		
20	車庫・物置・倉庫等の工事	単独工事での申請は不可	
21	庭園・造園・修景施設、門扉、塀、エントランス舗装等の外構工事		
22	下水道、合併処理浄化槽工事		
一部対象	23	バリアフリー改修工事(手摺の設置、段差解消等)	介護保険法による住宅改修を利用していない部分が対象
24	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	耐震工事費の助成制度を利用していない部分が対象	

<対象外工事一覧>

No.	工事の内容	摘要
1	店舗、工場、事務所等のリフォーム	
2	雨水浸透柵の設置工事	
3	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
4	雨水タンク設備の設置工事	
5	防犯ライト・カメラ、機械整備の設置工事	
6	電話、インターネット、地上デジタルアンテナ、ケーブルテレビの設置・配線工事	
7	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	風呂の暖房や天井埋め込み型の照明器具等も対象外
8	ガスコンロ、食器洗浄機、オープンレンジ等の取り替えや設置	
9	ウォシュレットの取り替えや設置	
10	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災報知器、ガス漏れ警報器も対象外
11	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤	
12	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
13	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	

※上記工事を単独で行う場合は、対象外とする。
 ※市が行う他の工事費助成制度等に該当する工事は各制度の補助金額を差し引いた額より補助金額を決定する。
 ※リフォームを伴う設備機器、備品等の購入、設置、点検、修理は対象。
 ※他に疑義がある場合は、市長が定める。